

社会福祉法人西山福祉事業団 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西山福祉事業団（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は、職務執行の対価として支払われるものであり、その地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員等の報酬については別表第1に定める額を支給する。

(適用除外)

第3条 理事長、親族その他特殊な関係がある役員及び施設職員であって法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(費用弁償)

第4条 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務、借入金の申請及び返済に伴う業務等を行う場合には、費用弁償として「社会福祉法人西山福祉事業団旅費規程」を準用し、支給する。旅費は原則として当該施設を起点として計算する。

(改廃)

第5条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日から実施する。

別表第1（役員等の報酬）

（1）評議員

| | 日 額 |
|--------------------|-------------------|
| 評議員会への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務の為の出勤 | 10,000円（半日5,000円） |

*上記の報酬は所得税控除後の金額とする。

（2）理事

| | 日 額 |
|--------------------|-------------------|
| 理事会等の会議への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務の為の出勤 | 10,000円（半日5,000円） |

*上記の報酬は所得税控除後の金額とする。

（3）監事

| | 日 額 |
|--------------------|-------------------|
| 監事監査、理事会等の会議への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務の為の出勤 | 10,000円（半日5,000円） |

*上記の報酬は所得税控除後の金額とする。